

長岡京市中小企業振興基本条例 条文解説

長岡京市中小企業振興基本条例

長岡京市は、数々の歴史資産を有し、西山の豊かな自然に育まれてきました。

本市は、かつて、「長岡京」の都として栄えた際、経済の中心である市（いち）があったとされ、京都と大阪への交通の利便性に富んだ立地から、製造業を中心とする企業の進出が進むとともに、建設業、小売業、飲食サービス業のほか、農業、医療、福祉等、バランスの取れた多様な産業構造を有しています。

特に市内事業所の大部分を占める中小企業は、産業振興や地元雇用の創出、様々なサービスの提供等を通じ市民生活の向上に大きな役割を果たしており、税源の涵養や地域の活性化の点からも、その振興を図ることは、本市の地域経済の持続的な発展にとって極めて重要であります。

グローバル化や人口減少など中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中、中小企業が持続的な成長を遂げるには、中小企業だけでなく、関係団体や市民一人ひとりが、中小企業の果たす役割への理解を深め、地域内での消費が地域内での投資につながる等地域内での経済循環の仕組みを作り上げる必要があります。また、地域外からの投資を呼び込み、それぞれの中小企業が切磋琢磨し、魅力的な商品やサービスを提供することで中小企業の成長が実現するなど、事業者が育ち、にぎわいと活力あるまちづくりを進めるとともに、こうした仕組みを次代を担う子どもたちに引き継いでいきたいと思えます。

このような認識の下、私たちは、中小企業の振興が地域づくりの発展につながることを強く念願し、中小企業の振興に関する基本理念等を定め、その取組を市、市民、関係団体が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

条例制定の背景や趣旨、目的、基本原則を述べた文章が「前文」と呼ばれるものになります。

前文は具体的な法規を定めたものではないことから、その内容に直接的な効果はありませんが、条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示すものとなります。

ここでは、長岡京市が経済的、社会的に発展した歴史的な背景、本市における中小企業の重要性、条例を制定する直接的な目的を記述しています。

この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を示す理念的なものになりますが、この条例の目的・理念を尊重し、中小企業の振興に関する施策を実施するにより、市内で事業者が育ち、市内での経済の好循環が生まれ、地域経済が持続的に発展していくことにより、長岡京市がにぎわいと活力のあるまちであり続けることができます。

また、条例の主体は中小企業ですが、中小企業の振興は中小企業や市だけではなく関係団体（経済団体、商店街、大企業、金融機関、学校・大学等）や市民が同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要であることを宣言しています。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、市の責務並びに中小企業、経済団体、商店街、大企業、金融機関、学校、大学等及び市民の役割等の基本となる事項を明らかにし、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することにより地域経済の発展及び環境と調和した地域社会の実現を目的とする。

条例の制定目的を簡潔に表現したものです。

この条例が、中小企業の振興を図ることにより、地域経済の発展と環境と調和した地域社会の実現を目的としていることを示しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当するもの及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの並びに市内で農業、医療、福祉等の事業活動を行うものをいう。
- (2) 経済団体 長岡京市商工会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって、市内で活動するものをいう。
- (3) 商店街 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合及びこれらに準ずる団体であって、市内で活動するものをいう。
- (4) 大企業 中小企業以外の事業者及び団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営む者等であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校であって、市内に所在するものをいう。
- (7) 大学等 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であって、市内で活動するものをいう。
- (8) 市民 市内に住所を有する者及び市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者をいう。

中小企業の振興に欠かすことのできない団体等の条例上の定義を定めています。

以下のものは、法律や一般的な解釈とは異なります。

1号「中小企業」…法律や一般的な解釈よりも広く捉え、「農業、医療、福祉等の事業活動を行う者」も含めた、長岡京市で事業を営む事業者(大企業を除く)を指しています。

4号「大企業」…ここに定める「団体」には、市内の大企業等で構成する団体を示していません。

8号「市民」…市内在住の「市民」だけではなく、市に関係する全ての人(在勤、在学等)を示しています。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業の創意工夫、経営意欲及び自主的な努力を尊重し、成長を図ること。
- (2) 特色ある地域資源を積極的に活用し、地域内における経済循環の促進に努め、中小企業の創業及び育成を図ること。
- (3) 中小企業をはじめ、経済団体、商店街、大企業、金融機関、学校及び大学等（以下「関係団体」という。）、市民並びに市がそれぞれの役割、責務等について相互の理解を深め、連携及び協働を図ること。

中小企業の振興を実現するための、基本となる考え方、すべての主体が目指すべき基本的な理念を示したものです。

「中小企業基本法」や「小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）」の趣旨を踏まえ、3つを基本理念として掲げています。

法の趣旨でもある、「中小企業の自主的な努力」を基本とし、農産物をはじめ、本市が有する自然環境や歴史・文化、恵まれた地の利、人材などを含めたあらゆる地域資源を最大限活用し、中小企業が「育つ」環境を作ること、中小企業の振興や地域経済の活性化を自分事として捉え、相互理解、連携・協働のもとに、主体的に関わることが重要であることを示しています。

※ 第3条以降、「経済団体、商店街、大企業、金融機関、学校及び大学等」を合わせて「関係団体」としています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり関係団体と連携し、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、中小企業の実態を把握するとともに、中小企業、関係団体及び市民の意見を反映するよう努めなければならない。
- 3 市は、予算の適切な執行及び公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業の受注機会の拡大に努め、市内において生産し、製造し、加工し、及び販売される製品並びに提供されるサービス等の利用に努めなければならない。
- 4 市は、中小企業の振興施策に関し、情報の提供に努めなければならない。
- 5 市は、中小企業、関係団体及び市民の相互理解を促すため、中小企業の振興に関する情報の発信に努めなければならない。

中小企業の振興施策の実施主体として、また、市内に所在する事業所として市が果たすべき「責務」を定めています。

市は、中小企業を取り巻く状況やニーズの把握に努め、関係団体と連携して施策を推進するために情報提供や情報発信に努めることとしています。

また、市内に所在する事業者として、地元事業者育成や地域内での雇用促進の視点から、受注機会の拡大や積極的な商品やサービスの利用に努めることとしています。

情報発信については、市民の市内での消費活動が、中小企業の振興やまちのにぎわいに繋がること等を、市民に啓発することも市の重要な役割になります。

(中小企業の役割)

第5条 中小企業は、経済的及び社会的な環境の変化に対応できるよう、自ら意欲を持ち、創意工夫を重ね、経営力の向上及び改善に努めるものとする。

2 中小企業は、人材の育成、雇用の安定化、福利厚生の実施、就労形態の多様化等に努め、労働者の仕事と生活の調和に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業は、年齢、性別、障がいの有無、国籍等の多様性に配慮した労働環境の整備及び事業活動に努めるものとする。

4 中小企業は、事業活動に当たっては、市内において生産し、製造し、加工し、及び販売される製品並びに提供されるサービス等の利用に努めるものとする。

5 中小企業は、地域の経済団体及び商店街に加入することに努め、市又は経済団体が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 中小企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市、関係団体及び市民と協働し、活力あるまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

本条例の主体である中小企業自身が努めるべき「役割」について規定しています。

基本理念に規定する中小企業の自主的な努力を基本とし、事業主として働きやすい環境整備や多様性への配慮について規定しています。

経済団体や商店街への加入を通じて、当事者の視点を活かした中小企業振興施策の実施や、活力あるまちづくりを行う主体としての役割への期待を明記しています。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、中小企業の実態や取り巻く環境を把握し、情報提供、分析、提案等の専門性の高い支援を行い、経営基盤の安定、強化及び経営革新の促進に努めるものとする。

2 経済団体は、創業及び事業の承継等への支援に努めるものとする。

3 経済団体は、中小企業の経済団体への加入促進に努めるものとする。

4 経済団体は、中小企業及び関係団体との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

商工会をはじめとする経済団体は、高い専門性を有する中小企業の支援を行う最も身近な存在であると同時に、事業者で構成する会員組織として中小企業の振興施策を実施する主体でもあります。

市や関係団体と連携しながら、事業者のニーズを捉えた中小企業振興施策を推進することで、団体としての魅力を高め、多くの会員を獲得することにつながり、より効果的な施策を推進する団体となることを期待するものです。

(商店街の役割)

第7条 商店街は、会員の事業活動を促進する事業及び当該地域の環境の整備改善を図るための事業を行うよう努めるものとする。

- 2 商店街は、会員の事業活動及び地域貢献活動の活性化を図るため、情報の提供及び発信に努めるものとする。
- 3 商店街は、中小企業の商店街への加入促進に努めるものとする。
- 4 商店街は、中小企業及び関係団体との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

市内に4つある商店街(会)は地域に根差した団体であり、第6条の「経済団体」には含めず、「商店街」として独立した条項で定めています。

商店街に多くの中小企業が加入し、商店街活動が盛り上がることは、まちのにぎわいを生み出し、中小企業が「育つ」環境づくりにつながります。

また、商店街の地域に根差した様々な取り組みは、地域の活性化や防犯などの地域の環境の整備を担っています。

加えて、商店街は市民にとっても地域における身近な存在であり、情報発信や市民、商店街間、関係団体等との交流の場としての「役割」を定めています。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、その事業活動が地域経済に有する影響力の大きさを認識するとともに、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割を理解するよう努めるものとする。

- 2 大企業は、中小企業、市、経済団体及び商店街との連携に努めるとともに、市、経済団体及び商店街が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業は、事業活動に当たっては、市内において生産し、製造し、加工し、及び販売される製品並びに提供されるサービス等の利用に努めるものとする。

中小企業基本法第7条では「中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにならなければならない。」と規定されています。

本条例でも、この考え方に沿って、中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する大企業の役割について規定しています。

また、ここでいう大企業には、大規模小売店舗も含んでおり、地域経済へ与える影響が大きいことから、新規出店の際には、法的な官公庁への届出と合わせて、市内事業者へ可能な範囲で情報提供などの協力を求めるものです。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業が自ら意欲をもって取り組む経営力の向上、経営の革新及び基盤強化を図るため、中小企業の成長の支援に努めるものとする。

- 2 金融機関は、創業及び事業の承継等を行おうとする者の育成に努めるものとする。
- 3 金融機関は、中小企業に対し、情報提供、分析、提案、円滑な資金の供給等に努めるものとする。
- 4 金融機関は、中小企業、市及び関係団体との連携に努めるとともに、市、経済団体及び商店街が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

中小企業にとって金融機関は、最も身近なステークホルダーの一つであり、支援機関としても重要な役割を果たしています。

「お金を預かる・貸す・送る」の三大業務だけではなく、創業や発展、承継といった企業のライフサイクルに応じた経営相談や情報提供、円滑な資金の供給など他の機関とも連携しながら支援することを「役割」としています。

(学校及び大学等の協力)

第10条 学校は、教育活動を通じ、中小企業の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を促すとともに、健全な職業観及び勤労観の醸成を図り、もって次代を担う人材を育成するよう努めるものとする。

- 2 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成に関して協力するよう努めるものとする。
- 3 学校は、市、経済団体及び商店街が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

学校及び大学等には「役割」ではなく、「協力」を求めています。

市内に所在する学校には、教育活動を通じて、子どもたちにとって身近にある地元のお店で買い物をすることなどがまちのにぎわいに繋がることなどを伝え、次代の地域経済の担い手を育成することへの協力を求めています。

市内で活動する大学等には、中小企業との産学連携による協力や、市や関係団体が実施する施策への協力を求めることとしています。

(市民の理解及び協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上に果たす役割への理解を深め、中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、地産地消の取組をはじめ、市内において生産し、製造し、加工し、及び販売される製品並びに提供されるサービス等の利用に協力するよう努めるものとする。

市民には「役割」ではなく、「理解及び協力」を求めています。

通信販売の拡大など地域経済の縮小が懸念される中で、市内での消費が、欲しいモノやサービスが手に入る便利さと、モノやサービスの選択の幅が広がる豊かさを備えた地域経済を支えることへの理解を深め、市民が地域内経済循環の担い手であることへの理解と協力を求めています。

(施策の基本方針)

第12条 市は、関係団体との連携を図りながら、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業、特に小規模企業者の経営面及び資金面に配慮し、中小企業の振興に関する施策を講じるものとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化、事業の変革、創業及び承継を図ること。
- (2) 多様な就労形態及び労働環境の維持向上を図ること。
- (3) 中小企業及び関係団体の相互連携を促進すること。
- (4) 特色ある地域資源を生かした地域内の経済循環を促進すること。
- (5) 中小企業が担う役割の重要性に対する理解及び協力を得ること。
- (6) 教育活動を通じ、健全な職業観及び勤労観を醸成すること。
- (7) 市内の中小企業及び産業の魅力を発信すること。
- (8) 企業誘致及び企業立地を促進すること。
- (9) 災害等による社会経済状況の急激な変化に対応すること。

市が実施する中小企業振興施策の基本方針として、9つ提示しています。

(推進の体制)

第13条 市は、この条例の理念の実現を図るため、前条に規定する施策の基本方針に基づいた中小企業の振興に関する重要事項の審議を行うことを目的とした、長岡京市中小企業振興推進会議（以下この条において「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、中小企業の振興に関する施策を実施する関係団体及び市から施策に関する報告を受け、当該施策の実施状況及び効果の検証を行うものとする。
- 3 推進会議は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

中小企業振興施策を効果的に推進するためには、市だけではなく、関係団体と連携して取り組む必要があります。

市と関係団体が、地域経済の実態や将来の展望などの現状認識と課題を共有すると共に、目標や施策の方向性、役割分担を共有し、関係団体が実施する施策の実施状況やその効果の検証を行う場として、中小企業振興推進会議を設置し、産官学が連携して効果的な施策を推進します。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(長岡京市商工業振興対策審議会条例の廃止)

2 長岡京市商工業振興対策審議会条例(昭和50年長岡京市条例第5号)は、廃止する。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和39年長岡京市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
【略】		【略】	
中小企業振興推進 会議委員	日額 9,600円	商工業振興対策審 議会委員	日額 9,600円
【略】		【略】	
備考 【略】		備考 【略】	